

定期監査（事務監査）及び財政援助団体等監査の結果に関する措置状況

○出資団体

指摘事項	指摘内容	指摘事項に対する措置結果	部 課
公益財団法人文京アカデミー	<p>《所管課》</p> <p>区から指定管理者へ無償貸与している区の備品であるピアノ3台について、区と指定管理者の書面による協議に基づき、指定管理者が売却を行っていた。当該備品は区の所有であるため、売却に際しては、文京区物品管理規則（昭和39年4月文京区規則第10号。以下「物品管理規則」という。）第28条に規定する組替え及び出納機関への通知を事前に行わなければならない。また、物品管理規則第29条では、不用品については、売却又は廃棄の方法により、出納機関において決定し、及び処分するものとされている。このことから、売却又は廃棄については、区が行うものと解される。しかしながら、当該備品については、区は物品管理規則に規定する組替え等の手続きを行わず、指定管理者が売却を行っていた。</p> <p>加えて、当該備品の売却により指定管理者が得た収入447,000円は、指定管理料（概算払分）の清算額に追加して区の歳出科目へ返還されたが、歳出科目から歳入科目への振替は行われず、区の収入になっていなかった。</p> <p>指定管理者へ無償貸与している備品の売却に際しては、物品管理規則に基づく組替え等の手続きを適正に行うとともに、売却は区が行い、これに伴う物品売払代金を区の歳入として適切に計上されたい。</p>	<p>今後、指定管理者へ無償貸与している区備品の売却に際しては、指定管理者と協議の上、物品管理規則に基づき組替え及び出納機関への通知を事前に行う。</p> <p>また、当該備品は興行施設における利用料金を徴収する附帯設備のため、様々な観点から貸与されている指定管理者が購入及び売却を一括して行うことがよいと判断し、直接執行したものであるが、区が行うものとの指摘を踏まえ、今後同様の事務執行にあたっては指定管理者、関係各課と協議の上で適正に行う。</p> <p>なお、物品売払代金については、区の歳入のため、歳出科目から歳入科目へ振替え、適切に事務処理を行う。</p>	アカデミー推進部アカデミー推進課

○指定管理者

指摘事項	指摘内容	指摘事項に対する措置結果	部 課
株式会社丹青社	<p>《所管課》</p> <p>指定管理施設において委託契約により対応する業務は、例えば、使用料や物品の代金の収納があげられる。</p> <p>区は、今回「森鷗外記念館外部壁面・床面特別清掃委託」（192,500 円）を随意契約により指定管理者と締結した。指定管理者は、当該業務を区への協議を行わないまま、再委託及び再々委託により行っており、また、区は協議を求めていなかった。</p> <p>指定管理者は、指定管理業務の中で日常清掃等を含む施設管理を実施しており、当該日常清掃等については、第三者への委託により行われている。一方、今回受託した外部壁面・床面の清掃に関して再委託を行うことは、文京区標準契約約款（委託）第3条で禁止されている委託業務の全部又は主要な部分の第三者への一括委託になることは明らかであった。このため、当該業務は指定管理者への委託ではなく、指定管理業務の変更により行うべきであったと考える。</p> <p>このことは、区及び指定管理者の双方が、指定管理業務と随意契約による委託契約についての理解が十分でなかったことに起因するものである。所管課は、指定管理制度運用ガイドライン及び文京区随意契約ガイドラインの趣旨を踏まえて、指定管理で行うべき業務と委託業務で行うべき業務の判断について、適切に行われたい。</p>	<p>今後は、指定管理制度運用ガイドライン及び文京区随意契約ガイドラインを確認の上、個別に契約管財課に相談を行い、適切な対応を行う。また、指定管理者との定例打合せ会の議題として本件を共有し、執行前に時間の余裕をもって区に相談するよう依頼する。</p>	<p>アカデミー推進部アカデミー推進課</p>

意見に対する措置状況

指摘事項	指摘内容	指摘事項に対する措置結果	部 課
1 指定管理者との管理に関する基本協定書について	指定管理者との管理に関する基本協定書に関して、1件当たり 30 万円を超える修繕又は改修に係る協議等について、書面が残されていないことも多いことから、基本協定書の「請求、通知等の様式その他」の条項で定める、書面により行わなければならないものに、協議の経過及び結果を追加されることを検討されたい。	1 件当たり 30 万円を超える修繕又は改修については、責任分担上では区の負担となることから、修繕又は改修に至った原因・経緯等について、指定管理者と協議のうえ、決定する必要があると考える。 従って、協議の内容等について、書面等で明らかになるよう、今後検討していく。	総務部 契約管財課
2 指定管理者が公の施設の管理運営に当たり、各種契約を行う場合について	指定管理者が公の施設の管理運営に当たり、必要な消耗品の購入や備品の購入・修理、施設の修繕・工事等の各種契約を行う場合には、区内中小企業や障害者就労支援施設等の活用が図られているところであるが、これまで以上に積極的に活用されたい。	指定管理者は、公の施設の管理運営を行っていることから、区で実施されている契約手続きの考え方である、区の区域内の本店又は支店を登録している事業者を優先すること及び障害者就労支援施設等の活用が図られることについて、これまで以上に理解が得られるよう、引き続き努めていく。	総務部 契約管財課